

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房に運輸安全政策審議官及び運輸安全監理官を設置すること。

(第二十条及び第三十一条の二関係)

第二 総合政策局観光部門の体制を強化すること。

(第五十二条から第五十七条まで関係)

第三 住宅局総務課等の所掌事務を変更すること。

(第百十五条及び第百二十条関係)

第四 鉄道局に安全監理官を設置すること。

(第百二十九条の二関係)

第五 海事局に内航課及び運航労務課を設置すること。

(第百四十四条及び第百四十五条関係)

第六 港湾局に振興課を設置すること。

(第百六十条関係)

第七 北陸地方整備局に副局長一人を置くこと。

(第二百八条関係)

第八 地方運輸局に企画観光部を設置すること。

(第二百十三条関係)

第九 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第十 この政令は、平成十八年四月一日から施行すること。ただし、一部の規定は、同年七月一日から施行

すること。

(附則関係)